

猫の飼育について

猫の適正な飼育をお願いします。

マナー1 飼い主に責任

「ふん・尿」「鳴き声」「庭やゴミを荒らす」といった猫による苦情は多発し問題となっています。周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもって終生飼育続けましょう。

マナー2 首輪に名前

飼い猫に首輪・名札等をつけ、飼い主を明らかにしましょう。いなくなった時の発見に役立ちます。

マナー3 室内飼育が基本

交通事故や感染症への感染等屋外での危険から猫を守りましょう。

マナー4 まずは繁殖制限

飼い主の責任で不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

マナー5 猫を捨てない

飼えなくなったら、新しい飼い主を探しましょう。どうしても飼えなくなった場合は、保健所へご相談ください。

マナー6 飼い主のわからない猫に餌を与えない

猫が住みつき増加する原因になります。

+++++

迷子猫の問い合わせ

上十三保健所、十和田警察署や青森県動物愛護センターに問い合わせてみましょう。警察では拾得物：「モノ」として扱われます。保健所では野良猫等を3～7日間程度で処分します。市道での猫の死体回収を担当する市役所まちづくり支援課へも問い合わせてみましょう。

野良猫を見つけたら

警察への連絡とともに、保健所、動物愛護センターなどへ連絡しましょう。

捨て猫を見つけたら

警察へ連絡しましょう。

猫の死体を見つけたら

土地の所有者・管理者が処理します。道路であれば各道路管理者へ連絡してください。

多頭飼育で困っている方をみかけたら

放っておくと爆発的に増える可能性がありますので、動物愛護センターへ相談しましょう。

【連絡先】

上十三保健所	十和田市西二番町 10-15	0176-23-4261
上十三動物愛護センター	十和田市西二番町 10-15	0176-23-9511
十和田警察署	十和田市西六番町 1-41	0176-23-3195
十和田市まちづくり支援課	十和田市西十二番町 6-1	0176-51-6726



